

公益社団法人 日本放射線技術学会東京支部 学術支援事業規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は東京支部学術支援事業を遂行するにあたり、放射線技術学の発展に寄与する学術研究の公募とそれに対する表彰に関する諸条件について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は定款に定めるもののほか東京支部学術支援事業として行う Research Award の表彰、および Publication Support for Research Award を含めた両事業の公募ならびに選考の基準・方法などの必要事項について適用する。

(Research Award：表彰の対象)

第3条 表彰の対象は東京支部 Research Award に応募された放射線技術学に関する学術研究のうち、学術委員による選考を経て採択され、東京支部春期学術大会での演題発表が行われたものとする。

(Research Award：表彰の内容)

第4条 表彰は原則として、表彰状またはそれに類する盾またはメダル類とする。ただし、日本放射線技術学会誌または Radiological Physics and Technology (RPT) 誌への論文投稿が受理されたものには、副賞としての賞金 10 万円を授与する。

(Publication Support for Research Award：支援の対象)

第5条 支援の対象は同年の東京支部春期学術大会で演題発表が行われた放射線技術学に関する学術研究のうち、研究代表者自らが応募し、学術委員による選考を経て採択されたものとする。

(Publication Support for Research Award：支援の内容)

第6条 支援の内容は、当該研究の分野を専門とする学術委員による研究の論文化のためのサポートとする。なお、英語論文として投稿された場合は英文校正にかかった費用の実費分を支援する。

第2章 細則

(応募資格)

第7条 東京支部学術支援事業への応募は次の各項を満たすものとする。

1. 東京支部会員であること。
2. 過去に本研究支援事業の対象となっていないこと。ただし、共同研究者として参加した場合は除く。
3. 代表研究者が所定のエントリーシートを東京支部ホームページよりダウンロードし電子メールにて提出したもの。

(審査方法)

第8条 東京支部公募研究事業の選考および採択は次の各項に従うものとする。

1. 選考は東京支部学術委員によって行い、審査結果を支部理事会に報告する。
2. 選考基準は新規性を重視し、論文化が期待できるものを選考する。
3. Research Award は年度内最大2件を上限とする。Publication Support for Research Award は年度内最大2件を上限とする。
4. 採択演題の公表は会告にて行う。ただし、決定後直ちに応募者に通知する。

(Research Award : 研究発表)

第9条 Research Award に採択された学術研究の研究結果の公表は次の各項に従うものとする。

1. 同年の東京支部春期学術大会のResearch Award セッションにて演題発表を行う。
2. 演題発表から半年以内に日本放射線技術学会誌に初回論文投稿を行う。もしくは、1年以内にRPT誌へ初回論文投稿を行う。
3. 論文投稿は原著、ノート、臨床技術などの区分を問わない。ただし査読のある形式とする。
4. 災害・感染症の流行等のやむを得ない事情により学術大会の開催が延期または中止となった場合は、東京支部学術委員会の選定する学術大会にて研究結果の報告を行う。

(Research Award : 表彰の実施)

第10条 表彰の実施においては次の各項に従うものとする。

1. 表彰は次年度の東京支部春期学術大会期間中に公開の場で行うものとする。
2. 副賞の授与は、投稿した論文誌の編集長からの初回投稿のメールの写しの提出をもって決定する。
3. 副賞の授与は、代表研究者の自由意志により授与を辞退することができる。
4. 表彰者ならびに表彰の概要を東京支部学会誌に掲載し、広く会員に広報する。
5. 表彰に要する費用は一般会計の年度予算より支出する。

(Publication Support for Research Award : 支援の実施)

第11条 支援の実施においては次の各項に従うものとする。

1. 英文校正費用の支援は、投稿した論文誌の編集長からのアクセプトのメールの写しの提出をもって決定する。
2. 英文校正費用の支援は、代表研究者の自由意志により授与を辞退することができる。
3. 支援対象者ならびに支援の概要を東京支部学会誌に掲載し、広く会員に広報する。
4. 支援に要する費用は一般会計の年度予算より支出する。
5. 他の英文校正費用支援の助成金との併用は認めないものとする。

付 則

1. この規定は東京支部理事会の議決により改訂することができる。
2. この規定は平成30年3月東京支部学術委員会理で制定。同年4月東京支部理事会の承認後、

平成 30 年度事業より適用する.

令和 3 年 1 月 一部改訂

令和 5 年 8 月 一部改訂